

騒音の基準が適用される作業と規制値

騒音規制法（特定建設作業の規制値 85 dB（A））	
《 くい打設作業 》	<ul style="list-style-type: none"> ・くい打機（もんけんを除く） ・くい抜機 ・くい打くい抜き機（圧入式を除く）を使用する作業 アースオーガーと併用する作業を除く。
《 びょう打ち等作業 》	<ul style="list-style-type: none"> ・びょう打ち機を使用する作業
《 破碎・はつり作業及びコンクリート仕上げ作業 》	<ul style="list-style-type: none"> ・さく岩機を使用する作業（ 1 ）
《 空気圧縮機を使用する作業 》	<ul style="list-style-type: none"> ・空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの）を使用する作業 原動機の定格出力が15 kW以上のものに限る。 さく岩機の動力として使用する作業を除く。
《 コンクリート等プラント及びコンクリート搬入作業 》	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m³以上のもの）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200 kg以上のもの）を設けて行う作業 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
《 掘削作業及び締固め作業 》	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホー（原動機の定格出力が80 kW以上）、トラクターショベル（原動機の定格出力が70 kW以上）、ブルドーザー（原動機の定格出力が40 kW以上）を使用する作業 低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。
東京都環境確保条例（指定建設作業の規制値 80 dB（A））	
《 くい打設作業 》	<ul style="list-style-type: none"> ・穿孔機を使用するくい打設作業
《 びょう打ち等作業 》	<ul style="list-style-type: none"> ・インパクトレンチを使用する作業
《 破碎・はつり作業及びコンクリート仕上げ作業 》	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートカッターを使用する作業（ 1 ） ・原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業 さく岩機を使用する作業を除く。
《 コンクリート等プラント及びコンクリート搬入作業 》	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業
《 掘削作業及び締固め作業 》	<ul style="list-style-type: none"> ・ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業（法の対象作業を除く。）（ 1 ） ・振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業（ 1 ）
《 建築物の解体破壊作業 》	<p>この作業の規制値は85 dB（A）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業（ 2 ）

1...作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

2...作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。ただし、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。

振動の基準が適用される作業と規制値

振動規制法（特定建設作業の規制値 75 dB）
《 くい打設作業 》 ・ くい打機（もんけん及び圧入式を除く） ・ くい抜機（油圧式を除く） ・ くい打くい抜き機（圧入式を除く）を使用する作業
《 破碎・はつり作業及びコンクリート仕上げ作業 》 ・ ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業（ 1 ）
《 建築物の解体破壊作業 》 ・ 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 ・ 舗装版破碎機を使用する作業（ 1 ）
東京都環境確保条例（指定建設作業の規制値 70 dB）
《 くい打設作業 》 ・ 圧入式くい打機 ・ 油圧式くい抜機を使用する作業 ・ 穿孔機を使用するくい打設作業
《 破碎・はつり作業及びコンクリート仕上げ作業 》 ・ ブレーカー以外のさく岩機を使用する作業（ 1 ）
《 空気圧縮機を使用する作業 》 この作業の規制値は65 dB ・ 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの）を使用する作業 原動機の定格出力が15 kW以上のものに限る。 さく岩機の動力として使用する作業を除く。
《 掘削作業及び締固め作業 》 ・ ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業（ 1 ） ・ 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業（ 1 ）
《 建築物の解体破壊作業 》 この作業の規制値は75 dB ・ 動力、火薬を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業（ 2 ）

- 1...作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
- 2...作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。ただし、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。